

上 福 第 6 0 6 号  
平成 2 9 年 3 月 2 1 日

各社会福祉法人代表者 様

上尾市長 島村 穰  
(公印省略)

社会福祉法人役員・評議員変更届の提出について（通知）

社会福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市においては各法人の役員就任の状況を把握するため、「社会福祉法人役員変更届の提出について（通知）」（平成 2 5 年 6 月 4 日付け社福第 2 2 6 号）により上尾市長宛てに役員変更届を提出いただいております。

今般の社会福祉法の改正に伴い、評議員も届出の対象とし、役員又は評議員について就任又は変更があった場合は、下記のとおり上尾市長宛てに届け出ることとしましたので、よろしくお願いたします。

本届出は、平成 2 9 年 4 月 1 日以降就任する役員又は評議員から適用するものとします。

なお、「社会福祉法人役員変更届の提出について（通知）」（平成 2 5 年 6 月 4 日付け社福第 2 2 6 号）については、平成 2 9 年 3 月 3 1 日をもって廃止します。

記

- 1 提出期限  
就任日から 1 か月以内
- 2 届出対象  
法人の役員及び評議員
- 3 提出先  
定款（変更）認可申請先
- 4 提出部数  
1 部
- 5 提出書類（写しの書類は原本証明を行ってください。）
  - (1) 社会福祉法人役員評議員変更届（様式 1 - 1 又は様式 1 - 2）
  - (2) 役員、評議員選任に係る議事録（写）・議案書（写）
  - (3) 新任者の就任承諾書（写）（参考様式 1）
  - (4) 欠格事由等の確認書（写）（参考様式 2）
  - (5) 履歴書（写）（参考様式 3）
  - (6) 役員一覧及び評議員一覧（参考様式 4）

※ 役員又は評議員どちらか一方のみの変更の場合も、両一覧を御提出ください。

担当 福祉総務課福祉総務担当

電話 0 4 8 - 7 7 5 - 5 1 1 8